

年 月 日

後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

申請者住所.....

.....

申請者氏名.....

被保険者との関係.....

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて後期高齢者医療保険料の徴収猶予を申請します。

記

1 被保険者等

氏名カナ			
氏 名			
住 所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			

2 保険料の額等

納 期	保険料額	徴収猶予期間	備 考
合 計			

3 申請理由

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2111

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2111

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2111

後期高齢者医療保険料減免申請書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

申請者住所.....

申請者氏名.....

被保険者との関係.....

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり後期高齢者医療保険料の減免を申請します。

記

1 被保険者等

氏名カナ			
氏 名			
住 所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			

2 保険料の額等

納期	保険料額	納期	保険料額
		合計保険料	

3 申請理由

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定としたので通知します。

氏 名			年 度 区 分	
			被 保 険 者 番 号	
決定年月日			決 定 減 免 額	
減免前保険料額			減免後保険料額	
減 免 理 由				

鹿児島県後期高齢者医療広域連合
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号（鹿児島県市町村自治会館2階）
電話 099-206-1329

○○○○○○○○○○○○○○○
〒○○○○-○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
電話番号 ○○○○○○○○○○

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

鹿児島県後期高齢者医療審査会（鹿児島県庁 〇〇〇部 〇〇〇課内）
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2111

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下としたので通知します。

氏 名		年 度 区 分	
		被 保 険 者 番 号	
決 定 年 月 日		決 定 減 免 額	
減免前保険料額		減免後保険料額	
減 免 却 下 理 由			

電話番号 ○○○○○○○○○○

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2111

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり取消としたので通知します。

氏 名		年 度 区 分	
		被 保 険 者 番 号	
決定年月日		決 定 減 免 額	
減免前保険料額		減免後保険料額	
減 免 取 消 理 由			

電話番号 ○○○○○○○○○○

なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-2111